6　償却とは、運営規則に基づき国内クレジットを保有口座から償却口座に移転することをいい、無効化とは、実施要綱に基づきＪ－クレジットを保有口座から無効化口座に移転することをいう。

7　国内クレジット償却量及びＪ－クレジット無効化量の合計の欄には、国内クレジット償却量及びＪ－クレジット無効化量のうち共同省エネルギー量の合計量を記載すること。なお、その単位は原油換算キロリットルとする。

8　国内クレジット償却量又はＪ－クレジット無効化量の欄には、国内クレジット償却量又はＪ－クレジット無効化量のうち共同省エネルギー量を記載すること。なお、その単位は原油換算キロリットルとする。

9　国内クレジット又はＪ－クレジット識別番号の欄には、運営規則に基づく償却した国内クレジット又は実施要綱に基づく無効化したＪ－クレジットに対する識別番号を記載すること。

10　排出削減方法論の欄には、運営規則又は実施要綱に基づく方法論番号を記載すること（適用されている方法論番号が複数ある場合は、すべて記載すること）。

○経済産業省告示第六十三号

容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）第十条、第二十五条、第二十八条及び第三十三条の規定に基づき、容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　　経済産業大臣　茂木　敏充

容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示

容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成九年通商産業省告示第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「圧縮水素自動車燃料装置用容器」の下に「及び圧縮水素運送自動車用容器」を加え、同条第三項を削る。

第二十八条第二項中「圧縮水素自動車燃料装置用附属品」の下に「及び圧縮水素運送自動車用附属品」を加え、同条第三項を削る。

第三十一条第四項第四号ロ及びハ中「圧縮水素自動車燃料装置用容器」の下に「及び圧縮水素運送自動車用容器」を加え、同号ニを削り、同号ホを同号ニとする。

様式第三及び様式第三の二を次のように改める。

様式第3（第1条第2項第3号関係）

車載容器総括証票

充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年　月　日
検査有効期限	年　月　日
最高充填圧力	
車台番号	

備考　1　この証票の大きさは縦30ミリメートル、横45ミリメートル以上とすること。

2　充填可能期限及び検査有効期限は、当該車両に搭載された容器のうち最も短いものの期限を記載すること。

様式第3の2（第1条第2項第3号関係）

車載容器総括証票（低充填サイクル車両専用）

充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年　月　日
検査有効期限	年　月　日
最高充填圧力	
車台番号	

備考　1　この証票の大きさは縦30ミリメートル、横45ミリメートル以上とすること。

2　充填可能期限及び検査有効期限は、当該車両に搭載された容器のうち最も短いものの期限を記載すること。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　平成二十六年六月三十日以前に高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第四十四条の容器検査に合格した圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器に係る車載容器総括証票の様式については、なお従前の例によることができる。

○経済産業省告示第六十四号

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第五十三条第二項第五号の規定に基づき、平成二十五年経済産業省告示第百六十四号（平成十五年経済産業省告示第二百四十九号の一部を改正する告示）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日　　経済産業大臣　茂木　敏充

第二条を次のように改める。

第二条　平成十五年経済産業省告示第二百四十九号の一部を次のように改正する。

第三条中第二項を第三項とし、同条第一項中「なお、次表に掲げる換算係数に、次条第二号の二本文の発電所及び同条第九号の需要設備（小規模高圧需要設備を除く。）については○・四五、同条第二号の二ただし書及び第四号の発電所については○・二五、同条第七号及び第八号の需要設備（小規模高圧需要設備を除く。）については○・六をそれぞれ乗じた数値を換算係数とする。」を削り、同項の次に次の一項を加える。

2　次の表の上欄に掲げる事業場の換算係数は、前項の表当該事業場の項の規定にかかわらず、同項に定める換算係数に、当該事業場ごとにそれぞれ次の表の下欄に掲げる値を乗じた値とする。

一　次条第二号の二本文の発電所及び同条第九号の需要設備（小規模高圧需要設備を除く。）	○・四五
二　次条第二号の二ただし書の発電所及び太陽電池発電所（第三号から第八号までに掲げるものを除く。）	○・二五
三　太陽電池発電所であって、次条第四号の二イ又は同条第四号の三イの設備を有するもの	○・三一
四　太陽電池発電所であって、次条第四号の二ロ又は同条第四号の三ロの設備を有するもの	○・三一
五　太陽電池発電所であって、次条第四号の二ハの設備を有するもの	○・三三